

# 11 自動車交通騒音の状況

騒音規制法第3条に基づく「騒音について指定する地域内」の自動車交通騒音の状況を同法第18条に基づき常時監視した結果について、環境基準の維持達成状況を取りまとめ、同法第19条の規定により公表するものです。

## 1 測定方法の概要

- (1) 測定年月日 令和4年11月9日～令和4年12月1日
- (2) 測定地点 表1に示すように、市内10箇所で24時間調査を実施しました。

## 2 測定結果の概要

表1に示すとおり、昼又は夜間の環境基準超過は2地点でした。

表1 道路交通騒音測定結果 (点的評価) (単位：デシベル)

路線名	測定地点	用途地域	環境基準 類型	車 線 数	騒音レベル (Leq) (環境基準)	
					昼	夜
磐越自動車道	郡山市日和田町高倉字新田 11-8	調整区域	-	4	56 (70)	50 (65)
旧一般国道4号 (郡山停車場線)	郡山市安積三丁目35	近隣商業地域	C	4	67 (70)	62 (65)
旧一般国道4号 (郡山停車場線)	郡山市富岡景一丁目9-19	準工業地域	C	4	70 (70)	65 (65)
旧一般国道4号 (郡山停車場線)	郡山市堤下町12-4	商業区域	C	5	69 (70)	63 (65)
旧一般国道4号 (一般国道288号)	郡山市富久山町久保田字愛 宕84-1	調整区域	B	3	★71 (70)	★66 (65)
主要地方道 須賀川二本松線	郡山市笹川一丁目5-8	第二種住居地域	B	2	68 (70)	62 (65)
主要地方道 須賀川二本松線	郡山市小原田四丁目11-15	第一種住居地域	C	2	60 (70)	53 (65)
主要地方道 須賀川二本松線	郡山市富久山町福原字泉崎 12	近隣商業地域	B	2	67 (70)	61 (65)
市道 安積成田線	郡山市安積二丁目332	第一種住居地域	B	4	62 (70)	56 (65)
市道 昭和二丁目八山田線	郡山市富久山町八山田東平 作6-5	第二種住居地域	B	4	68 (70)	63 (65)

- (注) 1 「★」は環境基準超過を意味します。  
 2 昼間とは午前6時から午後10時まで、夜間とは午後10時から翌日の午前6時までの時間帯をいいます。